

様式第1-1（日本産業規格A列4番）

富交政第 号  
令和7年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 富田林市交通会議  
住 所 大阪府富田林市常盤町1番1号  
代表者氏名 会長 音羽 伸彦

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和7年 月 日

（名称）富田林市交通会議

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

富田林市における地域公共交通は、主に鉄道と路線バスにより構成されている。鉄道は、羽曳野市や河内長野市方面へ接続する近鉄長野線、堺市や河内長野市方面へ接続する南海高野線が運行しており、路線バスは、富田林駅と金剛地区方面及び堺市方面、喜志駅と梅の里住宅方面を結ぶ近鉄バス、金剛駅と金剛地区方面を結ぶ南海バス、富田林駅と本市東部や隣接町村方面を結ぶ金剛ふるさとバス、富田林駅と公共施設を結ぶレインボーバスがそれぞれ運行している。

これらの地域公共交通は、通勤・通学、沿線住民の買い物、通院等の移動手段として、重要な役割を担っているが、少子高齢化と自家用車の普及に加え、コロナ禍による影響もあり、公共交通機関の利用者は減少の一途をたどっており、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

このため、行政や交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統補助）の支援及び多様な関係者との連携強化により、本市の地域公共交通の活性化及び利便性向上に努める必要がある。

#### 対象路線

- ・近鉄バス 北野田線 富田林駅～平尾峠（～北野田駅前）

（富田林市地域公共交通計画 P84 参照）

### 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### （1）事業の目標

人口減少に応じた利用者数を維持し、収支率年1%の改善を目指す。

（富田林市地域公共交通計画 P85～P86「表. 評価指標ならびに目標値」参照）

#### （2）事業の効果

地域間幹線バス路線を維持することにより、沿線住民の通勤通学、買い物、通院等の日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することができる。

また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・ MaaS への取組の推進（富田林市）
- ・ 都市機能集約と地域公共交通の連携（富田林市）
- ・ 鉄道駅を拠点としたまちづくりの推進（富田林市）
- ・ 他市町村との連携強化（富田林市）
- ・ 民間路線バスに対する適切な支援体制の構築（富田林市）
- ・ 高齢者の免許返納の推進（富田林市）
- ・ 高齢者や障がい者等への移動支援（富田林市）
- ・ 地域の輸送資源の活用（富田林市）
- ・ エコ通勤の推進（富田林市）
- ・ 交通安全講習会等との連携（富田林市）
- ・ 鉄道や路線バスなどの地域公共交通の利用促進機会の創出（富田林市、交通事業者）
- ・ バスマップ等の刷新（富田林市）
- ・ 既存の交通資源の維持・活性化（富田林市、交通事業者）
- ・ 乗継利便性の向上（富田林市）
- ・ 地域公共交通を補完する移動手段の確保（富田林市）
- ・ バス停留所の環境改善（富田林市）
- ・ 民間企業等との連携強化（富田林市）

（富田林市地域公共交通計画 P87-105 参照）

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

表 1 を添付

#### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表 2 を添付

#### 6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・ 収支率（年間実績）
- ・ 行政負担額（年間予算額）
- ・ 利用者数（年間実績、年度毎）

（富田林市地域公共交通計画 P85-86 「4.4 目標」参照）

#### 7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めたシステムの概要

##### 【地域間幹線系統のみ】

該当なし

#### 8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

##### 【地域間幹線系統のみ】

表 4 を添付

#### 9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

##### 【地域間幹線系統のみ】

## （１）取組内容

## ①バスロケーションサービスの導入による利用促進

- ・スマートフォンなどでバスの運行状況がリアルタイムで確認できるサービスを導入し、バス待ち環境の改善を行う（平成 29 年 4 月～）
- ・各バス停にバスの接近情報がスマートフォン等で確認できる QR コードを設置（平成 29 年 4 月～）
- ・バス接近を知らせるメール案内サービスの運用を開始（平成 31 年 4 月～）
- ・Web 遅延証明の実施（令和 2 年 4 月～）
- ・バス接近案内メールサービスを機能追加（令和元年 4 月 1 日～）

## ② IC カードの割引率変更による利用促進

- ・PiTaPa カードによる利用額割引の割引率を変更（平成 29 年 12 月 1 日～）

## ③住民への周知及び利用促進の実施

- ・富田林市広報誌、ホームページに公共交通利用促進の広報活動を展開（平成 29 年度～）
- ・富田林市職員による積極的な公共交通機関の利用を促す「エコ通勤チャレンジ」の取組みを実施（令和 4 年度～）
- ・近畿運輸局と「地域連携サポートプラン」協定を締結（令和元年 8 月）、提案書交付（令和 2 年 11 月）
- ・地域公共交通計画の策定（令和 5 年 3 月）
- ・富田林市広報誌に公共交通利用促進の記事を年 2 回掲載
- ・富田林市ウェブサイトにて、各バス会社のウェブサイトのリンク、バスマップの掲載
- ・バスマップを作成し、市内の主要駅、公共施設等に配架

## ④スマートフォンアプリ「ミライロ ID」の取扱い開始

スマートフォンアプリ「ミライロ ID」の画面を提示することにより、身体障がい者手帳および療育手帳を提示する場合と同様の割引（普通旅客運賃 5 割引）を適用（R3 年 5 月 1 日～）

## （２）実施主体

近鉄バス株式会社

## （３）定量的な効果目標

①～④の取組により、人口減少に応じた利用者数を維持し、収支率年 1 % の改善を目指す。

## 10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

**【地域内フィーダー系統のみ】**

該当なし

## 11. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

該当なし

## 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

## （１）事業の目標

該当なし

## （２）事業の効果

該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性  
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果  
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

○令和7年度

- ・4月18日（第1回） 東西交通の円滑な移動に向けた路線バス乗継割引実験（案）等
- ・5月26日（第2回） レインボーバスの終日運行の検討について等 ※書面開催
- ・6月26日（第3回） 令和8年度国庫補助金の申請について等

※第3回交通会議において、申請内容について合意を得られた。

19. 利用者等の意見の反映状況

市のホームページなどで本計画に関するアンケート調査を行った。運行本数の充実や、鉄道との乗り継ぎの改善を求める声があったため、そちらに考慮した計画とした。

募集期間：令和7年5月2日～6月1日

20. 補助対象系統がまたがる市町村の地域公共交通計画への位置づけについて

以下の理由から、近鉄バス北野田線が跨がる大阪狭山市において、地域公共交通計画を策定せず、かつ、補助対象系統として位置づけない。

近鉄バス北野田線は主に当市の住民の生活交通として必要なものであり、大阪狭山市の住民が近鉄バス北野田線を利用する可能性はあるものの、大阪狭山市においては費用負担しておらず、また補助申請も行わないものであり、大阪狭山市の生活交通として計画に位置づける系統ではない。

**注意：** 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。